

## 三鷹市市民参加でまちづくり協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、三鷹市自治基本条例（平成17年三鷹市条例第17号）第29条の規定に基づき、誰一人取り残さない、持続可能で魅力と活力のある地域社会の実現に向け、市民参加の実践によって多様な市民の思いやアイデアを聴き、市民とともに未来のまちのビジョンを描き、三鷹市基本構想の改正及び第5次三鷹市基本計画の策定に向けた政策提案に結実させることを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会の名称は、三鷹市市民参加でまちづくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (構成)

第3条 協議会の会員（以下「協議会員」という。）は、協議会の目的及び活動に賛同する者であって、三鷹市在住・在勤・在学・在活動の市民をもって構成する。

- 2 協議会員の任期は、令和3年7月から令和5年12月末日までとする。
- 3 任期の途中で協議会員となった者の任期は、令和5年12月末日までとする。
- 4 協議会員に登録する場合は、協議会に参加届を提出する。
- 5 協議会員の登録を解除する場合は、協議会に辞退の申出又は解除届を提出する。
- 6 協議会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、協議会員の登録を取り消すことができる。
  - (1) 本協議会の目的にふさわしくない行為を行ったとき。
  - (2) 本協議会の活動を妨げるような行為を行ったとき。
  - (3) その他登録を取り消すべき正当な理由があるとき。
- 7 協議会員は、原則として、第9条に規定する部会に参加するが、第10条から第12条までに規定する部会又はチームに横断的に参加することができる。

### (事業)

第4条 協議会は、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 協議会の運営に関わる調整及び合意形成に関すること。
- (2) 市民参加の実践を踏まえた政策提案等に関すること。
- (3) 地域の課題解決の支援に関すること。
- (4) エリアマネジメントに関すること。
- (5) デジタル・コミュニケーションの支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (組織)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 部会長 8人以上
- 2 会長及び副会長は市長が推薦する者をもって充てる。
  - 3 部会長は、第9条から第11条までに規定する部会において、部会員の互選により定める。
  - 4 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部長は、部会を代表し、部会を総括する。
- 7 役員の任期は、第3条第2項の定めにより、再任を妨げない。
- 8 補欠等により新たに就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は、全協議会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。
  - (1) 協議会の重要事項に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営上重要であると会長が認める事項
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(全体会)

第7条 全体会は、全協議会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 全体会は、次に掲げる事項を確認し、共有する。
  - (1) 協議会の活動に関すること。
  - (2) 政策提案に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営上必要であると会長が認める事項
- 3 全体会の議長は、会長が務める。

(連絡調整会議)

第8条 連絡調整会議は、役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議し、総会に報告する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会が決定した事項の執行に関すること。
  - (3) 協議会の方針の策定に関すること。
  - (4) 協議会の活動の調整及び情報共有に関すること。
  - (5) 政策提案の総論の調整に関すること。
  - (6) 臨時部会の設置に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、総会の決定を要しない業務の執行に関する事項
- 3 連絡調整会議は、原則として、毎会計年度に6回以上開催する。
- 4 連絡調整会議の議長は、会長が務める。
- 5 連絡調整会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長及び副会長が連絡調整会議に出席することができないときは、代理の者に表決を委任することができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の協議会員の出席を求めることができる。

(政策テーマ部会)

第9条 協議会は、第4条第2号及び第3号に掲げる事項に取り組むため、協議会員で構成する政策テーマ部会を置く。

- 2 政策テーマ部会の名称及び担当する市の施策等は、別表のとおりとする。

3 政策テーマ部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 政策課題の設定等に関すること。
- (2) 市民参加の実践に関すること。
- (3) 政策提案に向けた調整及び取りまとめに関すること。
- (4) 地域課題の解決の支援に関すること。

4 政策テーマ部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は、部会長の指名により定める。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、メールその他の電子的な手段を利用して政策テーマ部会を開催することができる。

(エリアマネジメント部会)

第 10 条 協議会は、第 4 条第 4 号に掲げる事項に取り組むため、協議会員で構成するエリアマネジメント部会を置く。

2 エリアマネジメント部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域のまちづくりの推進に向けた市民参加の実践に関すること。
- (2) エリア別又は市全域における検討課題に対する地域の意見の収集に関すること。

3 エリアマネジメント部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は、部会長の指名により定める。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、メールその他の電子的な手段を利用してエリアマネジメント部会を開催することができる。

(臨時部会)

第 11 条 協議会は、前 2 条に規定する部会のほか、個別の検討事項に取り組むため、協議会員で構成する臨時部会を置くことができる。

2 臨時部会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 個別の検討事項の推進に向けた市民参加の実践に関すること。
- (2) 個別の検討事項に対する地域の意見の収集に関すること。

3 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は、部会長の指名により定める。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、メールその他の電子的な手段を利用して臨時部会を開催することができる。

(デジタル・コミュニケーション支援チーム)

第 12 条 協議会は、第 4 条第 5 号に掲げる事項に取り組むため、事務局及び協議会員で構成されるデジタル・コミュニケーション支援チームを置く。

2 デジタル・コミュニケーション支援チームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) デジタル空間での市民参加の実践に関すること。
- (2) 市民参加の実践におけるデジタル技術の活用支援に関すること。
- (3) デジタル技術を活用したコミュニケーション等の支援に関すること。

- (4) 協議会の活動の積極的な情報発信に関すること。
- (5) 会議のファシリテーション等の支援に関すること。
- (6) 市民参加の実践に向けた企画等の支援に関すること。
- (7) 市民参加の実践におけるファシリテーション等の支援に関すること。

3 事務局は、必要があると認めるときは、メールその他の電子的な手段を利用してデジタル・コミュニケーション支援チームを開催することができる。

(分科会)

第 13 条 協議会は、第 9 条から第 12 条までに規定する部会又はチームの活動を円滑に行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に、リーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは、分科会において、分科会員の互選により定め、サブリーダーは、リーダーの指名により定める。
- 3 リーダーは、分科会を代表し、分科会を総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、メールその他の電子的な手段を利用して分科会を開催することができる。

(協議会の責務)

第 14 条 協議会は、市民意見等を市政に反映させるための立案者として、また、地域の課題を市民とともに解決する支援者として、次に掲げる事項を踏まえ、活動するものとする。

- (1) 自分の中の常識や思い、自分なりの仮説などを拭い去り、純粹かつ丁寧にまちの声を「傾聴」すること。
- (2) 互いの想いを受け入れ、新たな視点を提案しあいながら、協議会員一人ひとりの思考を深める「対話」を大切にすること。
- (3) 未来志向のポジティブな活動を日常化・可視化し、市民のまちづくりへの「共感」を高めること。

(市の責務)

第 15 条 市は、協議会の活動を適切かつ円滑に進めるため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 協議会の活動に必要な情報を収集及び提供すること。
- (2) 協議会と市の各部課との連絡及び意見調整を行うこと。
- (3) 協議会の活動に必要な場所を提供すること。
- (4) 学識経験者又は関係団体と連携し、協議会を支援すること。
- (5) 協議会から提出された政策提案等について、事業や計画への反映に向けた調整を行うこと。

(活動のルール)

第 16 条 協議会員が共通の理解の下で活動し、市民に期待されるよう、活動の原則となる協議会の規約及び活動マニュアルを整備する。

- 2 協議会の規約及び活動マニュアルは、協議会員へ周知する。
- 3 協議会員は、協議会の規約及び活動マニュアルを遵守し、市民に期待される協議会を目指す。

(拠点)

第 17 条 協議会の活動を円滑に行うため、協議会員が利用できる拠点施設を整備する。

- (1) 所在地 三鷹市下連雀三丁目 33 番 3 号

- (2) 開館時間 火曜日～金曜日 午前9時～午後8時30分  
土曜日、日曜日 午前9時～午後5時

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、企画部参加と協働推進室の職員で構成し、次の場所に事務所を設置する。

三鷹市下連雀三丁目33番3号

(秘密保持)

第19条 協議会員は、本協議会の活動を通じて知り得た情報を、本協議会外の第三者に開示し、又は漏洩してはならない。協議会員でなくなった後も同様とする。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月26日から施行する。

別表（第8条関係）

政策テーマ部会	市の施策等
快適なまちづくり部会	交通・道路
	公園・施設
	住宅・景観
	環境・公害・緑化・エコ
活力のあるまちづくり部会	商工業
	農業
	観光・インバウンド
	労働・雇用
安全なまちづくり部会	防災・減災
	防犯・消費者保護
安心なまちづくり部会	障がい者福祉・高齢者福祉
	健康・医療・ヘルスケア
子どもが輝くまちづくり部会	児童・子育て支援
	学校・教育
	保育園・幼稚園
	多世代交流
心ゆたかなまちづくり部会	生涯学習
	スポーツ
	芸術
	文化・歴史
ふれあいのまちづくり部会	コミュニティ
	人権・男女平等参画
	平和・国際交流